

三郷市立希望の郷交流センターInstagram 運用方針

1 アカウント情報

- (1) ソーシャルメディアサービス名：Instagram
- (2) アカウント名：三郷市立希望の郷交流センター（社会福祉法人三郷市社会福祉協議会）
- (3) アカウント ID：@misato_kibonosato_center

2 ページ運営者

- ・ 社会福祉法人三郷市社会福祉協議会 施設課 三郷市立希望の郷交流センター

3 目的基本方針

- ・ この方針は、三郷市立希望の郷交流センター（以下「希望の郷交流センター」いいます。）の Instagram アカウントの運用に関する基本方針を定めたものです。本アカウントの目的は以下の通りです。
- (1) 希望の郷交流センターの活動やイベント情報を広く地域住民に知らせること。
- (2) 施設の魅力や活動内容を発信し、地域との交流を深めること。

4 運用方法

- (1) 本アカウントは、希望の郷交流センターの職員が運用します。
- (2) 投稿の内容やスケジュールは、原則として勤務時間（8時30分～17時15分）に、職員が必要に応じて、不定期に投稿します。なお、この時間以外にも必要に応じて投稿する場合があります。

5 アカウント運用に関する注意点

- (1) 投稿内容は、希望の郷交流センターに関連する情報に限定します。
- (2) 投稿は定期的に行い、最新の情報を提供します。
- (3) 個人情報の取り扱いには細心の注意を払い、利用者のプライバシーを保護します。
- (4) コメントやメッセージは受け付けません。コメント欄は閉鎖し、公式な問い合わせは以下の連絡先もしくは、希望の郷交流センター窓口にて受け付けます。

希望の郷交流センター

TEL：048-953-9601

FAX：048-957-8150

希望の郷交流センター窓口

住所：埼玉県三郷市彦成 3-7-19

- (5) 本アカウントに対し、以下の項目に該当するようなりプライやダイレクトメッセージ（DM）等を繰り返し行うアカウントは、予告なく投稿の削除やアカウントのブロックを行うことがありますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 本人の承諾なく個人情報を特定、開示、または漏洩するもの
- ・ 希望の郷交流センターまたは第三者の名誉、信用を傷ついたり、誹謗中傷するもの
- ・ 希望の郷交流センターまたは第三者の著作権、肖像権、知的財産権を侵害するもの
- ・ 法令や公序良俗に反するもの

- ・他の利用者または第三者になりすますもの
- ・政治または宗教活動を目的とするもの
- ・虚偽、事実と異なる内容、または単なる噂やデマを助長させるもの
- ・特定の個人、団体の利益を目的とするもの、または広告・宣伝目的のもの
(アフィリエイトを含む)
- ・各 SNS が定める規定に反するもの
- ・本アカウントの趣旨に関係のないもの
- ・その他、希望の郷交流センターが不適切と判断するもの

6 免責事項

- (1)本アカウントの情報の正確性については万全を期していますが、完全性を保証するものではありません。
- (2)本アカウントの利用により生じた損害について、三郷市社会福祉協議会(以下「三郷市社会福祉協議会」といいます。)は一切の責任を負いかねます。
- (3)本アカウントからリンクされた外部サイトの内容について、三郷市社会福祉協議会は一切の責任を負いません。
- (4)システムのメンテナンスやその他の理由により、予告なくアカウントの運用を一時停止または終了することがあります。

7 禁止事項

- (1)誹謗中傷、差別、暴力的な表現を含む投稿は禁止します。
- (2)政治的、宗教的な主張を含む投稿は禁止します。
- (3)商業目的の投稿や広告行為は禁止します。
- (4)虚偽の情報や誤解を招く情報の投稿は禁止します。
- (5)法律や公序良俗に反する行為は禁止します。

8 著作権知的財産権に関する内容

- (1)投稿する画像や動画、テキストなどのコンテンツは、著作権法を遵守します。他人の著作物を使用する場合は、適切な許可を取得します。
- (2)投稿されたコンテンツの著作権は社会福祉法人三郷市社会福祉協議会に帰属します。
- (3)投稿内容に関して、第三者から著作権侵害等の指摘を受けた場合は、速やかに調査し、適切な対応を行います。
- (4)知的財産権(商標権、特許権、意匠権など)に対しても同様に遵守し、侵害しないよう注意を払います。

9 運用方針の周知・変更等

- (1)本方針は、希望の郷交流センターのホームページにて公開し、周知する。
- (2)本方針の内容は、必要に応じて予告なく変更することがある。変更が行われた場合は、速やかにホームページ上で告知する。

10 適用

- ・この運用方針は令和7年2月7日より、適用します。